

【答申の概要】（諮問第250号）教員の出勤簿兼勤務時間管理簿の部分開示決定に対する審査請求

件名	教員の出勤簿兼勤務時間管理簿の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	出勤簿兼勤務時間管理簿（令和4年4月～9月）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	令和5年1月16日
主な論点	非開示部分を条例第7条第2号に該当とした実施機関の決定が妥当であったか。

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が別記2に掲げる文書につき、その一部を非開示とした決定については、別記3の表中「審査会の判断」欄に「開示」と記載された部分を開示すべきである。

審査会の判断**(1) 本件対象公文書について**

本件対象公文書は、特定の教諭に係る、令和4年4月から9月までの出勤簿兼勤務時間管理簿である。実施機関によると、本件対象公文書は静岡県教育委員会処務規程（平成30年3月27日）第7条に基づき、所属長が各教諭の勤務状況を管理することを目的として作成される文書であり、教諭一人ごとに毎月作成されるものである。本件対象公文書は、①「教諭氏名」、②「職員番号」、③「割り振られた勤務時間」、④「休暇取得時間」、⑤「在校時間」、⑥「校外の時間」、⑦「休憩時間」、⑧「自己研鑽の時間」、⑨「その他業務外の時間」、⑩「在校時間等」、⑪「時間外」、⑫「超過区分」、⑬「超勤4項目に従事した時間」、⑭「労働時間」、⑮「備考」、⑯「時間外在校等時間」及び⑰「健康管理医の面談指導の希望」の項目から構成されている。よって、本件対象公文書の全体が、条例第7条第2号に規定される個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。なお、本件決定ではこのうち①、③、⑦が開示されている。

(2) 公務員の個人情報について

条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めているが、その一方で、個人の権利利益を侵害せず、非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優先するため開示すべきものをただし書により例外的に非開示情報から除くこととしている。

ただし書に規定される情報の一つである公務員等の職務遂行に係る情報は、半面、当該公務員等の個人情報でもあるが、職務に関する説明責任を全うし公正で透明な県政を推進する観点から、公務員等の職務遂行に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除外するものである。

職務遂行の内容に係る情報については、公務員等がその担当する職務を遂行する場合におけるその情報をいうものであり、公務員等の住所、電話番号、学歴、家族状況、健康状態等明らかに当該公務員等個人に関する情報や勤務態度、勤務成績、処分歴等職務に関する情報ではあるが職員的身分取扱いに係る情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらないものとしている。

(3) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定を取り消すべきと主張していることから、実施機関が非開示とした箇所について、当審査会において本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、本件決定の妥当性について、以

下審査する。

ア ⑤、⑥及び⑩から⑬までの項目について

これらの項目は、当該教諭が特定の日に勤務していた事実を示すものであり、これらが職務遂行に係る情報に該当することは明らかである。実施機関は、それ自体が職務遂行の情報ではない旨主張するが、主張を裏付ける特段の事情は認められない。「備考」についても、実施機関によると教諭個人の自由記載欄であるとのことだが、本件対象公文書においては休日に勤務を行った事由が記載されており、職務遂行に係る情報が記載されているといえる。したがって、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

イ ④、⑧及び⑨の項目について

これらの項目は、実施機関が弁明書で説明している内容からは、一見すると職務外の個人の活動等に関する情報であるが、最高裁判所は平成15年11月21日第2小法廷判決において、公務員が職務に従事しなかったことそれ自体は、職務遂行に関する情報としての側面があり、職務に従事しなかった理由が明らかにならなければ私事に関する情報を開示することにはならないとしている。

本件においても、各項目への対象となる時間のみが記載され、その内容や理由等が直ちに明らかになるものではないことから、これら情報を開示しても私事に関する情報を開示することになるとは認められない。したがって、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

ウ ②及び⑬の項目について

「職員番号」は、各教諭に個別に付与されるものであり、人事管理、給与支給等の内部管理事務において、職員（教諭）の特定、識別を行うものとして用いられているものであり、当該教諭の職務遂行と直接の関連性を有する情報とは認められない。「健康管理医の面談指導の希望」は、健康管理に係る当該教諭の個人の意向を示すものであり、当該教諭の職務遂行に係る情報とはいえない。また、いずれも条例第7条第2号ただし書ア、イの該当性は認められないことから、これらの項目を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容（審査請求の対象である開示請求）

9月22日付で懲戒免職処分となった特定校教諭について、教諭の今年度の出勤状況が分かる資料

別記2 本件対象公文書

出勤簿兼勤務時間管理簿（令和4年4月～9月）

別記3 本件対象公文書に記載された項目ごとの実施機関の決定及び審査会の判断

記載された項目	実施機関の決定	審査会の判断
①「教諭氏名」	開示	-
②「職員番号」	非開示	非開示
③「割り振られた勤務時間」	開示	-
④「休暇取得時間」	非開示	開示
⑤「在校時間」		
⑥「校外の時間」		
⑦「休憩時間」	開示	-
⑧「自己研鑽の時間」	非開示	開示
⑨「その他業務外の時間」		
⑩「在校時間等」		
⑪「時間外」		
⑫「超過区分」		
⑬「超勤4項目に従事した時間」		
⑭「労働時間」		
⑮「備考」		
⑯「時間外在校等時間」		
⑰「健康管理医の面談指導の希望」		